

平成26年（ワ）第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

原告準備書面（13）

平成28年9月21日

大阪地方裁判所 第22民事部合議1係御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋 典 明

弁護士 上出 恭 子

弁護士 和田 香

頭書事件につき、原告は、被告高寿会の安全配慮義務の内容について、以下のとおり主張する。

第1 既に安全配慮義務の内容は特定されている

被告高寿会は、原告が安全配慮義務の内容を特定していないと主張するが、原告は原告準備書面（2）及び（6）で詳細にその内容を特定している。そして、原告の当該主張に対し、被告高寿会はそれぞれ反論をしているのである。

ところが、被告高寿会は、安全配慮義務の内容が特定されていないという主張を行って、徒らに混乱を招いている。

第2 原告が主張する被告高寿会の安全配慮義務違反の内容と被告高寿会が結果発生の予見可能性を有し、かつ結果回避義務を怠ったこと

1 原告が主張する被告高寿会の安全配慮義務の内容

以下に、念のため、原告準備書面（6）にて特定した原告が主張する被告高寿会の安全配慮義務違反の内容について、挙げる。詳細は、原告準備書面（6）を参照されたい。

- （1）亡輝民が前年の実習時の心理的負荷から失踪した事情を、留年時の担任に適切に引き継ぐ義務
- （2）上記引継内容を踏まえ、留年時の実習の研修先及び実習時期の適切な選択を行う義務
- （3）実習が開始されてからは、実習が適正・安全に進められるよう、適宜、実習状況を確認し、亡輝民に強い心理的負荷がかかることがないように亡輝民に対する適切な指導・助言をすると共に、実習先に対しても必要な申し入れ・環境調整を行う義務
- （4）実習開始に先立ち、実習先に実習生である亡輝民の状況と実習に際し特に配慮すべき事項を伝える義務

2 被告高寿会が結果発生の予見可能性を有し、結果回避義務を怠ったこと

ア 本件における予見の対象は、「精神障害を発症させ得る過重な負荷を伴う実習」であり、その具体的内容は、「長期の慢性疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等」である。被告高寿会に予見可能性があったことは、原告準備書面（12）にて主張したとおりである。

イ 理学療法士の養成機関における臨床実習、とりわけ長期間に及ぶ臨床総合実習が学生にとって負荷が高いものであることは、原告準備書面（10）で主張したとおりである。

例えば、学生は、実習と課題の取組みのため、平均的に2.9±2.09時間程度の睡眠時間しか取得できず（甲38・74頁）、バイザーとの人間関係にも強いストレスを感じる。

ウ 臨床実習がこのように負荷が高いものであることを被告高寿会自身も把握していたことは、原告準備書面（12）で主張したとおりである。

また、亡輝民は、平成24年度の実習において、年齢的な問題があり後がないと追い詰められた気持ちで実習に挑み、担当症例の評価に悩み、作成したレポートに毎回駄目出しをされ、バイザーに相談すること憚られて一人で悩んだ挙げ句、心因性健忘を発病して実習が中止になったことを事情説明書（甲8）で被告高寿会に報告している。そのため、被告高寿会は、亡輝民が平成25年度の実習を失敗する訳にはいかないという強いストレスを実習開始前から既に有し、実習の終了までストレス状態が継続することを予測し、又は容易に予測できた。

エ 従って、被告高寿会は、亡輝民の臨床総合実習中、長期の慢性疲労、睡眠不足、バイザーとの人間関係などのストレスが精神障害を発症させ得る程度に高じることを実習開始前から予測できた。

被告高寿会は、亡輝民がそのような状態に至らぬよう、実習前に①亡輝民が前年の実習時の心理的負荷から失踪した事情を、留年時の担任に適切に引き継ぎ、②当該引継内容を踏まえ、留年時の実習の研修先及び実習時期の適切な選択を行い、③実習先に実習生である亡輝民の状況と実習に際し特に配慮すべき事項を伝え、実習が開始されてからは、④実習が適正・安全に進められるよう、適宜実習状況を確認し、亡輝民に強い心理的負荷がかかることがないよう亡輝民に対する適切な指導・助言をすると共に、実習先に対しても必要な申し入れ・環境調整を行うべきであったにも拘わらず、これらを怠り、結果、亡輝民が精神障害を発症

させうる過重な長期の慢性疲労、睡眠不足、ストレスを募らせる結果を招来したのである。

第3 本件において被告高寿会が安全配慮義務を懈怠したこと、その前提となる予見可能性及び結果回避義務の懈怠があったこと

原告は、既に原告準備書面（6）において被告高寿会の安全配慮義務の懈怠の具体的内容を、原告準備書面（8）において被告高寿会が執るべきであった対応について主張した。

これらに加え、以下に、被告高寿会が安全配慮義務を尽くしておれば、亡輝民が精神障害を発病するに至るまでに精神的負荷を高じさせない高度の蓋然性があり、被告高寿会の安全配慮義務違反が明らかであることにつき補充する。

1 亡輝民が前年の実習時の心理的負荷から失踪した事情を、留年時の担任に適切に引き継ぐ義務の懈怠による過度な心理的負荷の発生

（1）亡輝民のメンタルヘルスの状態の引継の懈怠

平成24年度の亡輝民の担任であったA教員は、担任教員に対して「あとは実習の方をよろしくね。」という程度の引継ぎしか実施していない。

この点、被告高寿会は、担任教員に診断書（甲4）、事情説明書（甲8）、始末書（甲12）及び誓約書（甲13）を引き継いだと主張している。

しかし、仮に被告高寿会が主張する各書類の引継ぎがなされたとしても、形式的な引継ぎのみで亡輝民の特性を引き継いだことにはならない。亡輝民が平成24年度の実習中に心理的負荷を高めた内容、即ち、①「実習中悩んでいたこと」が「担当患者様の評価」であったこと（甲8・6枚目）、②「毎日レポートを出し、進展がみられないと指摘」されるなどして焦っていたこと（同上）、③睡眠がとれなかつ

たこと（同上）、④「年齢的な事もあり、チャンスは一度しかないという事を考えており、常に後がない、追いつめられたような気持ち」があったこと（同上）、そのような中で⑤バイザーに相談ができなかった理由について「何かを相手に訴えかけたりする時、必要以上に、迷惑だったらどうしよう、などと考えすぎてしまいます。学校でしたら、そんな事で悩まず、分からなければ聞こう、と思うのですが、実習の場では、そのように考えることができないでございました」（甲 8・8 枚目）、⑥「気付くのが遅いのですが、もっと周囲を頼るべきだった」（同・7 枚目）と記載されているところから、平成 25 年度の実習において心理的負荷が高じるポイントが上記指摘した①担当患者の評価、②レポートに対し、趣旨が実習生にとって分かりにくい内容の指摘の繰り返し、③睡眠時間が取れなかったこと、④年齢の問題があって後がないという追い詰められた気持ちになること、⑤バイザーに相談ができない状況、⑥近畿リハビリテーション学院の担任らを含む周囲に頼れなかった、という部分にあることが分かる。そのため、これらポイントを抽出し、引き継ぐことが、これらに対する対策を具体的に講じるために必要不可欠である。

しかし、そのような具体的な引継ぎがなされた事実は、これまで被告高寿会の主張・立証上見あたらない。

（２）亡輝民と担任教員との関係は信頼・尊敬される関係まで至らず、亡輝民は実習中に担任教員に対する十分な相談ができない状態であった

被告高寿会は、亡輝民の実習中の担任として、これまで亡輝民と接点のなかった担任教員を担当させた。

担任教員は、担任の 35 名については 1 年間指導しており、それぞれの個性や適正はある程度理解していたが、留年生 13 名については全く指導もしていなかった。しかも、留年生が 13 名もいたことから、

それぞれの個性や適正を把握できる状況にはなかったといえる。

そして、亡輝民と担任教員との実習前の関係は、平成25年4月頃に電話で委員長をしてもらえるか打診したのみで、その後、特段の面談や交流もなく、同年6月26日には実習先を伝えたというものである。

その後は、同年8月19日から30日にかけて演習があり、同年8月末の実技試験、9月上旬の国家試験対策の授業などがなされているが、個別に亡輝民と面談して、その悩みの有無や内容を尋ねるといったことはなされていない。

また、担任教員が亡輝民に送信したメールからも、亡輝民に対して平成24年度の実習の中止に関し、配慮する記載や心配事が生じれば相談するように、といった記載は一切見あたらない。

このような希薄な関係において、亡輝民からすれば、これまで接点のなかった担任教員に対し、試験対策などの形式的な質問はできても、実習に対する不安などの具体的な内容を相談できるほど十分な信頼関係を構築することは到底不可能である。

他方、担任教員にしても、多数の学生を受け持ち、さらに13名もの留年生を担当するとなれば、学院内における入念な引継がなされなくては亡輝民の特性を把握し、亡輝民との信頼関係を構築は不可能である。

しかし、被告高寿会は、後述するとおり、担任教員に対し、亡輝民に関する十分な引継を懈怠した。

そのため、担任教員にすれば、亡輝民に対し十分な配慮を尽くすために必要な情報が欠如したまま、亡輝民からすれば担任教員に実習に関する相談をしやすい環境ではないままで実習が行われた。

(3) 小括

上記のとおり、担任教員は、亡輝民のメンタルヘルスの状態、特に実

習中に精神的負荷が高じる状況に対する対応を検討するに足りる引継ぎを受けていなかった。

また、亡輝民は、担任教員に対し、実習に関する相談をしやすい環境になかった。

しかし、仮に担任教員が亡輝民について、実習中に精神的負荷が高じるポイントを具体的に引き継がれ、かつ、亡輝民との間で十分なコミュニケーションがあれば、平成25年度の実習中に精神的負荷が高じることを未然に防止し、仮に精神的負荷が高じる状況が生じても精神障害を発病するに至る前に担任教員に十分に相談し対応を依頼するなどして精神障害を発病するに至るまでに精神的負荷を高じさせない高度の蓋然性があった。

よって、被告高寿会が亡輝民が前年の実習時の心理的負荷から失踪した事情を、留年時の担任に適切に引き継ぐ義務を懈怠した、安全配慮義務があることは明らかである。

2 上記引継内容を踏まえ、留年時の実習の研修先及び実習時期の適切な選択を行う義務の懈怠

(1) 実習前面談をして亡輝民のメンタルヘルスの把握すらせず実習地を決めた

担任教員は、亡輝民と実習先を決める前にメンタルヘルスの状況を把握するための面談をしていない。

そのため、①亡輝民と相互に連絡を取り合い学生の問題（知識・技術、情意・態度）を把握しその原因を分析すること、②実習中の「いつもと違う」様子を把握するために実習前の亡輝民の状態を把握しておくこともできていなかった。

勿論、③メンタルヘルスの潜在的病的状態に対して健康チェック、ストレ

スチェックなどから判断することもなされていないし、主治医らへの照会もなされていない。

被告高寿会は、亡輝民が平成24年度に心因性健忘を生じて実習が中断しているにも拘わらず、④亡輝民と現在の精神状態の確認のための面談や、保護者（亡輝民の留年時には義父が同行して近畿リハビリテーションの学長と面談している）との面談すら行っておらず、メンタルヘルスの状態の把握すら懈怠したことが明白である。

このように、被告高寿会は、亡輝民のメンタルヘルスの状態の把握をしないままで、被告高寿会は、実習地を決めたのである。

(2) 亡輝民は前年度の実習が中止され「もう後がない」という状態であった極めて大きなプレッシャーを受けていたにも拘わらず、メンタルヘルス対策を懈怠したまま実習地・実習時期を定めた

ア 実習地の決定に関して

亡輝民は、前年度の実習が中止になっており、「もう後がない」状態で平成25年度の実習に臨む状態であった。

このような亡輝民に対し、事前にメンタルヘルスの状態の確認等を含め、実習地の希望などを聞く、というプロセスを何ら経ることなく、一方的に実習地を通知したことは、そのこと自体がメンタルヘルスに対する配慮を大きく欠く対応である。

また、実習先とされた辻クリニックは、少なくとも学生の間では指導が厳しいことで有名なクリニックであり、亡輝民は実習先を知らされて大変なショックを受け、酷く動揺した。

辻クリニックが学生の間で評判が悪かったことは、亡輝民が平成25年6月26日に担任教員に対し「実習先を聞いて緊張度が高まりました」とメールし（甲34号証の1①）、同級生の俣野氏に対しても「実習→辻クリニックです・・・学校に嫌われてしもたかな」（甲36①）とメールし、

辻クリニックで就職していた n 氏が「バイザー担当の先生は二人。一人は皆がやられている N 先生。」（甲 35 の 2 ・ ①）と表現していることから明らかである。

実際の辻クリニックにおける指導がどのようなものであるにせよ、辻クリニックが実習先であると決まった学生がこのような落胆、緊張をする実習地であるにも拘わらず、被告高寿会は事前の打診等を何ら行わず、亡輝民に辻クリニックでの実習を指示したのである。

このことにより、亡輝民が被った心理的な負荷は極めて大きかったといえる。

さらに、実際、亡輝民は、辻クリニックでの実習において、既に準備書面（8）及び同（10）で主張したとおり、理不尽な理由で N バイザーから実習の中止を意味する「帰るか」という言葉を度々受け、心理的負荷を強めて自死に至っている。このことは、実際に、辻クリニックにおける学生の指導が不合理に厳しかったことを裏付けるものである。

イ 実習時期について

亡輝民は、前年度の実習が中止になっており、平成 25 年度の実習を成功させることについての強いプレッシャーがあったところ、被告高寿会では、実習時期を 11 月からの第 IV 期ではなく、9 月からの第 III 期に設定することも可能であった。

この点、1 回分の実習単位が足りない留年生は、第 III 期か第 IV 期のいずれか 1 回の総合実習にしか参加できず、第 IV 期の総合実習に参加するのが通常であって、亡輝民もそのようにしたため、実習時期の選定について安全配慮義務違反はないと主張するが、被告高寿会では何らかの原因（病気等）で実習が当初予定されていた期間内に終了しない場合は再調整を行うなどして実習を完了させる運用がなされていた実体があったことは、原告準備書面（8）で主張したとおりである。

そのため、9月からの第Ⅲ期の実習であれば、不測の事態が起きても柔軟な対応が可能であった。しかし、11月からの第Ⅳ期で実習を行うと、1か月半の実習期間中、万が一のことが起きた場合に翌年3月の卒業及び国家試験までに必要な実習日数を確保できない危険が高い。

そのため、文字通り後がない亡輝民にとっては、11月から1か月半の実習を成功させなければならないことが高い心理的負荷になったことは明らかである。

また、留年生が第Ⅳ期からの実習のみ受講できるという法律上の定めはなく、単に被告高寿会の便宜のために留年生は第Ⅳ期の実習をあてがわれていたに過ぎない。

実習回数についても、被告高寿会は、留年生が2回、実習に行ける扱いにすることは現役生と公平を失すると主張するが、留年生は1年間留年をするというある種のペナルティを受け、現役生より長く勉強を続けた者である。現役生であれば9月以降、卒業予定日までに2回の実習の機会があるのであるから、同じ授業料を支払う留年生にも当該2回の実習の機会を与えることの方がよほど公平である。一般的な大学であっても、復学後の単位取得が制限されることはなく、単位の取り過ぎで卒業できないというようなこともない。実習回数を1回に限定することに合理性はなく、被告高寿会の都合に過ぎない。

仮に、余裕をもって9月からの第Ⅲ期の実習であれば、Nバイザーとのトラブルなどで実習が中断するなどの事態が生じても、第Ⅳ期があるということに気持ちの余裕が生まれ、精神障害を発病するに至るまでに精神的負荷を高じさせない高度の蓋然性があった。

(3) スーパーバイザーが精神的苦痛を与えたり、合否を決めるなどするものではないことを説明して亡輝民を安心させることをしなかった

被告高寿会は、臨床実習は学生を医療専門職として養成していくための教

育課程であり、決して、スーパーバイザーが精神的苦痛を与えたり合否を云々したりするためものものではないことを亡輝民に説明し、余分なストレスを溜めないように配慮することを懈怠した。

そのため、亡輝民は、辻クリニックにおいてNバイザーから実習の中止を示唆する「帰れ」という言葉を度々かけられて、余分なストレスを溜め、結局は本件精神障害を発病させて自死に至った。

仮に、亡輝民が、辻クリニックにおいてNバイザーとトラブルになっても、Nバイザーが亡輝民に対し精神的苦痛を与えることに正当性がないことや、Nバイザーにより合否が決められる訳でないことなどの説明がなされておれば、精神障害を発病するに至るまでに精神的負荷を高じさせない高度の蓋然性があった。

(4) 小括

以上より、被告高寿会が亡輝民に関する引継内容を踏まえ、留年時の実習の研修先及び実習時期の適切な選択を行えば、亡輝民が精神障害を発病するに至るまでに精神的負荷を高じさせない高度の蓋然性があった。

よって、被告高寿会において、留年時の実習の研修先及び実習時期の適切な選択を行うことを懈怠した安全配慮義務違反があることは明らかである。

3 実習開始に先立ち、実習先に実習生である亡輝民の状況と実習に際し特に配慮すべき事項を伝える義務の懈怠

亡輝民のように、前年度の実習中に心因性健忘を発病し、実習が中止になっている学生については、その発病の状況などを実習地に伝え、学院、実習先である辻クリニック、学生本人である亡輝民とその保護者ら（本件では妻及び義父ら）と実習の持ち方について協議し、調整するこ

とが安全配慮義務の内容といえる。

ところが、被告高寿会は、亡輝民が自身の診療情報等を辻クリニックに伝えることを拒否してもいないにも拘わらず、実習の受け入れ先がなくなるかもしれないという勝手な判断で亡輝民の既往や精神疾患に罹患しやすい可能性があることなどを辻クリニックに伝えることをしなかった。

そのため、辻クリニック、学院、及び亡輝民とその家族等で亡輝民のメンタルヘルスの状態を前提とした実習の持ち方を検討することができなかった。

仮に、被告高寿会が亡輝民が平成24年度の実習を中止になった中心的な問題である上記第3の1(2)記載の点を引継ぎ、辻クリニックが亡輝民の実習における留意点を把握しておれば、①担当患者の評価に苦勞する状況に至らないようにすること、②レポートに対し亡輝民にとって必ずしも理解出来ない内容の指摘の繰り返しをしないよう、亡輝民とよく話すこと、③睡眠時間が取れないほどに課題を課さないこと、④年齢の問題があつて後がないという追い詰められた気持ちになって実習が失敗することを過度に心配させないようにすること、⑤バイザーに相談ができない状況を作らないこと、⑥周囲に頼るよう促すこと、などの対応を執ることが可能であり、亡輝民が精神障害を発病するに至るまでに精神的負荷を高じさせない高度の蓋然性があつた。

ところが、被告高寿会は、これを怠つたのであるから、その安全配慮義務違反は明白である。

- 4 実習が開始されてからは、実習が適正・安全に進められるよう、適宜、実習状況を確認し、亡輝民に強い心理的負荷がかかることがないように亡輝民に対する適切な指導・助言をすると共に、実習先に対しても必要な

申し入れ・環境調整を行う義務の懈怠

(1) 定期的な面談・訪問による健康状態の把握をせず、亡輝民の異変を見逃し、亡輝民に過度な負担を生じさせた

被告高寿会は、実習が始まった平成25年11月5日から29日の間、一度も実習地訪問を行わなかった。

また、亡輝民との週1回の面談も行わず、学内指導も亡輝民自身がNバイザーから学校に帰るよう言われて帰った日に行ったのみである。

被告高寿会は、実習中の実習地訪問を原則3回、学内での指導を原則2回などと定めているが（甲47の2・46頁）、亡輝民に対してはこれらを懈怠した。その結果、実習の進捗や亡輝民の健康状態、Nバイザーとの関係の把握を懈怠し、亡輝民の異変を見逃し、亡輝民に強い心理的負荷がかかることがないよう適切な指導・助言をすることをしなかった。

仮に、亡輝民がNバイザーから「帰れ」と言われるに至る前、そしてトラブルが顕在化した後に、数度の実習地訪問や学内での指導がなされておれば、亡輝民が一人で悩むことなく担任教員等に助言を求めることも容易であったし、被告高寿会において亡輝民の様子の変化を把握することもできた。このような対応がなされておれば、亡輝民が精神障害を発病するに至るまでに精神的負荷を高じさせない高度の蓋然性があった。

(2) Nバイザーとの関係の調整を怠り、適切な指導・助言、実習先への申し入れ・環境調整を行う義務を懈怠した

被告高寿会が亡輝民とNバイザーとの関係の調整を懈怠したことは、原告準備書面（8）の10頁～15頁において主張したとおりである。

被告高寿会は、亡輝民が必要としていた、担任教員がNバイザーに面談して亡輝民との関係を取り持つとか、辻クリニックでの実習を継続できる状態

であるかなどの確認をすることも含め亡輝民の実習の様子を見に行くなどの対応をして、亡輝民が辻クリニックで円滑に実習を再開できるようにすると共に、亡輝民が新たな強い心理的負荷を被らないよう実習の環境を調整する義務を懈怠した。

仮に、被告高寿会において、亡輝民がいる前で担任教員がNバイザーに電話をして済ませるのではなく、改めてNバイザーと面談するなどし、亡輝民がNバイザーから「帰れ」と言われたことについて強い心理的負荷を受けたことを踏まえて、今後の実習について相談し、場合によっては実習地を変更するなどの措置をとれば、亡輝民が精神障害を発病するに至るまでに精神的負荷を高じさせない高度の蓋然性があった。

(3) 小括

以上より、被告高寿会が適切に、実習状況の確認や指導・助言、実習先への申し入れ・環境調整をすれば、亡輝民が精神障害を発病するに至るまでに精神的負荷を高じさせない高度の蓋然性があった。

ところが、被告高寿会はこれを怠ったのであるから、その安全配慮義務違反は明白である。

第4 被告高寿会自身も自らの安全配慮義務の具体的内容を正しく把握しており、本件における安全配慮義務違反は一層明確である

1 被告高寿会は「安全配慮義務の不履行に関わるリスクの4段階」と題する書類を作成し自ら「前兆の発生から問題の発生」を食い止めること、「問題の発生から疾患・失踪の発生」を食い止めること、「疾患・失踪の発生から自死の発生」を食い止めることが安全配慮義務の内容であると自認している（甲47の2・48頁）

被告高寿会は、「安全配慮義務の不履行に関わるリスクの4段階」と題する文書を作成している。

これは、下記に引用するとおり、学生が精神疾患を発病したり、失踪したりして、最終的には自死に至るリスクがあること、その発生を防止することが教員、ひいては被告高寿会の安全配慮義務の内容であること、特に第一段階リスクから第二段階リスクへの進行を止めることが必要であることを記載したものである。

従って、本件において原告が主張する被告高寿会の安全配慮義務の内容そのものを被告高寿会自身も自らの義務内容としていることが分かる。

すなわち、精神疾患の発生や失踪、自死といった結果を防止するために、問題の発生（第二段階リスク）に至る前の前兆（第一段階リスク）を早期に発見し対策を講じることに始まり、問題の発生（第二段階リスク）から疾患・失踪の発生（第三段階リスク）、疾患・失踪の発生（第三段階リスク）から自死の発生（第四段階リスク）への移行を防止することがそれぞれ被告高寿会の追う安全配慮義務の内容である。

記

第一段階リスク → 第二段階リスク → 第三段階リスク → 第四段階リスク
前兆の発生 問題の発生 疾患・失踪の発生 自死の発生

リスク防止に関わる教員の意識

- 1) 安全配慮義務の第一歩は前兆の早期発見である
- 2) 前兆の早期発見ならびに問題の発生防止のためには本学院の基本的コンセプトを遵守することである。
- 3) 第一段階から第二段階への進行を阻止するためには「問題発生ゼロ対策組織」の全教員が一丸となって英知を絞らなければならない。
- 4) 第三及び第四段階に進行した場合、法律的に問われる者は安全配慮義務を怠った教員である。
- 5) その者とは、まず臨床実習を担当した教員である。

2 被告高寿会が自ら明示している安全配慮義務の具体的内容

(1) 学力と課題等過負荷の問題と精神的脆弱の問題とパワハラ等の問題について調整すること

被告高寿会は、「臨床実習（主にⅡ－3）に関わる危機と実習担当教員の責務」（甲47の2・47頁）という文書を作成し、2－Ⅲ、すなわち、正に本件に該当する夜間部の3年生の臨床総合実習において特にメンタル不全が生じやすいこと、そのため、学生がストレスを惹起したり蓄積したりすることがないように配慮する必要があることを記載した上で、「学力の問題」と「課題等過負荷の問題」、「精神的脆弱の問題」と「パワハラ等の問題」について調整することの具体的内容として、以下を挙げている。これらは、上記被告高寿会が自ら認める安全配慮義務の具体的履行内容である。

ア 学生側との関係

「実習状況の把握と信頼関係の構築」

- ①実習前面談、
- ②実習健康日誌
- ③週1回の面談
- ④定期的電話とメール
- ⑤その他

イ スーパーバイザー側との関係

「実習状況の把握と信頼関係の構築」

- ①日頃の信頼関係、
- ②実習地訪問、
- ③電話、
- ④その他

(2) 第一段階リスクから第二段階リスクへの移行を防止すること

被告高寿会は、「Ⅱ部3年生 メンタルヘルスの問題発生を防止するためのゼロ対策」(甲47の2・12頁)として、以下のとおり、自殺や行方不明(第三・四段階リスク)などの危険な問題の殆どが臨床総合実習において発生すること、学生がストレスを惹起したり蓄積しうること、その対策を講じる必要があることを踏まえ、その兆候の早期発見・早期対応(第一段階リスクから第二段階リスクへの移行の防止)が必要であるとして、その具体的内容を以下のように述べている。これは、上記被告高寿会の安全配慮義務の具体的内容である。

記

－臨床総合実習における教務の役割と責任－

・・・自殺や行方不明などの危険な問題は、そのほとんどが臨床総合実習において起こります。従って、当然ながら本学院では、実習におけるメンタルヘルスの対策が最優先課題と位置づけています。学生がストレスを惹起したり蓄積したりすることのないように、その兆候に気がつけば早期発見・早期対応により問題発生をゼロに結びつけたいと思います。そこで、学院および担当教員は、下記のゼロ対策に対して真剣に取り組み、学生が安全で安心のできる実習が遂行できるように努力しなければなりません。そして万が一、重大な問題が発生した場合は、その責任は学生側ではなく教員側にあることを念頭に置く必要があると思います。

メンタルヘルスの問題発生を防止するためのゼロ対策

1) 問題発生に関わるゼロ対策(全学生が対象)

①パワーハラの問題に対して

パワーハラと判断される前兆があれば、実習を中断し、別の実習地を検討する。

②学力不足の問題に対して

実習レベルを学生の学力に合わせるように実習地に依頼する。

- ③メンタルヘルスの潜在的病的状態に対して（特に、健康チェック、ストレスチェックなどから判断する）

実習の実施状況を1週間毎に区切り、実習の今後について判断をする。

この際、実習指導者、学生、担当教員、担任または必要であれば保護者、学院が参加する。

- ④実習の合否の不安問題に対して（特に、夜間学生において）

学生のために色々検討した臨床実習地は当然適合していると判断できるので、学生が臨床実習の経過中に実習を拒否しない限り、実習後の症例発表により合格とする。

- ⑤その他

2) 潜在的病的状態に関わるゼロ対策（問題学生が対象）

- ①現在診療中の学生に対して

学生と保護者は主治医の診断書と意見書を提出する。その後、学生ならびに保護者との面談対応の結果、実習の可否を判断する。さらに、臨床実習が可能であれば、主治医、教員、スーパーバイザー、保護者などが連携して学生をサポートする体制を構築する。

- ②過去に診療した学生に対して

学生の問題内容に対する経過記録用紙を提出する。また、学生ならびに保護者との面談対応の結果、必要があれば診断書や意見書を提出する。

さらに、臨床実習が可能であれば、上記の要領に従う。

(3) 被告高寿会作成「実習チューターの教育管理12カ条」（甲47の2・21頁）

被告高寿会が作成した、臨床実習中の学生の身体的・精神的健康管理のための指針には、下記のとおり記載されている。これらは、上記被告高寿会の安全配慮義務の具体的内容である。

記

- 1、教員は学生の保護者・支援者であることを認識し学生の身体的・精神的健康管理の基に円滑な実習が遂行できるように努力する。
- 2、教員は学生と相互に連絡を取り合い学生の問題（知識・技術、情意・態度）を把握しその原因を分析すること。
- 3、教員は「叱って落ち込ませる」よりも「褒めてやる気を起こさせる」教育を大切にすること。
- 4、教員は学生から信頼・尊敬されるように努力すること。
- 5、教員はスーパーバイザーと学生の相性を把握しておくこと。
- 6、教員はスーパーバイザーとの連絡を綿密にして信頼関係を構築すること。
- 7、教員は学生に潜在的・顕在的能力に合った実習をさせ過剰な負担をかけないように気を配ること。
- 8、教員は実習地を必要に応じて訪問しまたは学生を適切な時期に登校させ問題発生を未然に防ぐ努力をすること。
- 9、教員は学生の問題に対して指導系統図に従い教育的カウンセリングを親身なって実施すること。
- 10、教員は問題のある学生の両親と連携を緊密にして会話および情報交換をして協力体制を確立すること。

（４）被告高寿会作成「臨床総合実習におけるメンタルヘルスケア（心の健康の保持増進のための措置）」（甲４７の２・２２～２４頁）

被告高寿会は、平成２６年８月１９日付の表記の文書において、臨床総合実習中にストレスが発生すること、その要因としては「実習における人間関係が最も多く、次に、実習内容の質さらには量が続きます。」と記載している。このように、被告高寿会は、実習中にストレスが発生する原因として、実習先での人間関係、実習内容の質（困難さ）、実習内容の量（課題の多さ）

が学生にとってストレスになることを把握している。

その上で、被告高寿会は、被告高寿会において指導教員を通じたケアを下記のとおり記載している。これらは、上記被告高寿会における安全配慮義務の具体的内容である。

記

まず、教員は実習前に担当学生と面談をし、実習地の状況、学生の知識・技術および情意・態度、学生の性格、学生のストレスチェック、実習における注意事項などを確認しておく必要があります。これは、実習中における心の健康不調を早期に発見し早期に対応するためにも、学生のいつもの行動様式や人間関係の持ち方を知っておくことは非常に重要であると思われます。また、ケア内容等については必ず記録することが肝要です。

1) いつもと違う実習における学生の様子について

- (1)、遅刻や早退が気になる。
- (2)、休みの連絡がない。
- (3)、思考力や判断力が低下し、学習の効率が悪くなる。
- (4)、実習に消極的で、存在感がない。
- (5)、実習の成果が出ない。
- (6)、報連相や会話が少なくなる。
- (7)、表情に活気がなくなり、言動にも元気がない。
- (8)、不自然な言動が目立つ。
- (9)、課題の遂行ができない。
- (10)、患者さんや障害のある方から面談を拒否される。

2) メンタルヘルスの問題発生を防止するための対応について

- (1)、実習チューターの教育管理12カ条を遵守する。
- (2)、定期的な電話やメールによる学生との相談対応をする。
- (3)、定期的な実習地訪問による実習指導者および学生との面談と相談対

応をする。

(4)、必要に応じて学生に対する学内指導と相談対応をする。

(5)、定期的な電話による保護者との連絡と相談対応をする。

3) 学生からの相談に対する対応について

教員は学生が自発的に相談しやすい環境や雰囲気を整えなければなりません。また、相談の結果、学生に押しつけるのではなく、「3回の冗談と3回の笑い」の原理を用いて、学生をリラックスさせ、ストレス解消に努めなければなりません。そこで再度、学生のメンタルヘルスの問題発生を防止することが実習を遂行するよりも最優先であることを念頭に置くことが求められます。

(1)、コミュニケーション技法を用いて対応する(別紙)。

(2)、コーチング技法を用いて対応する(別紙)。

(3)、教員の実習訪問回数及び学生の登校回数は、学生のストレス状況に合わせて判断する。

(4)、必要に応じてスーパーバイザーと連携してストレス解消に努力する。

(5)、必要に応じて保護者と連携して診察を促す、そして、その後の実習過程を判断する。

(5) 「精神的問題発生の予防対策」

被告高寿会は、「平成26年度臨床総合実習における精神的問題発生の予防対策」(甲47の2・29～31頁)において、下記のとおり述べている。

つまり、被告高寿会は、スーパーバイザーに対し、「実習地におけるきつい指導やパワーハラスメント類の指導は避けるよう依頼しなければなりません」と記載し、このような依頼をスーパーバイザーに行うことを具体的な安全配慮義務の内容としている。

記

実習におけるリスクについて

・・・私達は耐性の希薄な学生に対して、「メンタルヘルス」の問題を誘発しないように十分注意を払う努力をしています。しかし、「うつ」や「うつ傾向」が改善した学生が学力の低下と、これに対するスーパーバイザーからの強い指導が加われば、再度「うつ」や「うつ傾向」を起ししかねません。

精神的問題発生誘因について

精神的問題の発生する場所および時期は主として臨床実習場面にあります。

実習における本学院と学生およびスーパーバイザーとの関わり

スーパーバイザーには学生の能力に合わせた指導をお願いすることが望まれます。実習地におけるきつい指導やパワーハラスメント類の指導は避けるように依頼しなければなりません。また、実習指導における学生のストレス許容範囲は、学院内教員におけるアンケート調査の結果、最大と最小の中間程度以下が望ましいと考えられます。

(6) 被告高寿会作成「医療法人高寿会 近畿リハビリテーション学院 実習チューターの役割と責任に関わる15カ条の遵守事項」(甲47の2・46頁)

被告高寿会は、実習中の学生がスーパーバイザーとの関係でストレスを溜めやすいことから、安全配慮義務の具体的内容として、下記の対応をすることを定めている。

記

3、「臨床実習は学生を医療専門職として養成していくための教育課程であり、決して、スーパーバイザーが精神的苦痛を与えたり合否を云々したりするためものものではない」ことを学生に説明し、余分なス

トレスを溜めないように配慮すること。

- 4、教員は学生の保護者・支援者であることを自覚し、学生の身体的・精神的な健康ならびに安全管理を基本に、円滑な実習が遂行できるように配慮すること。
- 5、教員は実習前から学生の精神的脆弱状態の有無を確認し、必要に応じて実習中の精神的なサポートに心がけ、問題の前兆が発生しないように努力すること。
- 8、実習期間中、教員は学生と相互に連絡を取り合い、学生の知識・技術・情意・態度に関わる状況を把握し、必要に応じて適切な助言・指導を行い、安心を与えること。
- 9、総合実習期間中、教員は3回程度訪問し学生は2回程度登校することを原則とするが、問題状況によっては教員と学生は1週間に1回程度面談することが望ましく、学生からのSOSを見逃さないようにすること。
- 10、教員は、スーパーバイザーとの連絡を密にして信頼関係を構築すると同時に、スーパーバイザーと学生の相性を把握するように努力すること。
- 11、教員はスーパーバイザーと連携し、学生の潜在的・顕在的能力に合った実習をさせ、過剰な負担をかけないように気を配ること。
- 12、スーパーバイザーにパワーハラ（例えば、叱責による口頭暴力、負荷の厳しい実習など）に類似するような行為があれば、即座に専門医の診察を含め実習の中止を検討すること。
- 13、教員は問題のある学生の保護者と連携し、緊密な情報交換を通して問題意識を共有し、協力体制を確立すること。

(7) 被告高寿会が自らの安全配慮義務の内容としている事項

上記被告高寿会作成の資料から被告高寿会が自らの安全配慮義務の内容と

して挙げている事項をまとめると、以下のとおり、対学生との関係における安全配慮義務の内容と対実習先（スーパーバイザー）との関係における安全配慮義務の内容に大別できる。

ア 対学生との関係における安全配慮義務の内容

（ア）実習前

① 学生から、信頼・尊敬される関係を構築しておくこと

② 実習前面談を行って学生の状況を把握すること

- ・ 学生と相互に連絡を取り合い学生の問題（知識・技術、情意・態度）を把握しその原因を分析すること。
- ・ 実習中の「いつもと違う」様子を把握するために実習前の学生の状況を把握しておくこと。

③ メンタルヘルスの状態を把握すること

メンタルヘルスの潜在的病的状態に対して健康チェック、ストレスチェックなどから判断する。

④ メンタルヘルスの状態に応じた対応をすること

- ・ 現在診療中の学生に対しては、学生と保護者は主治医の診断書と意見書を提出する。その後、学生ならびに保護者との面談対応の結果、実習の可否を判断する。さらに、臨床実習が可能であれば、主治医、教員、スーパーバイザー、保護者などが連携して学生をサポートする体制を構築する。
- ・ 過去に診療した学生に対しては、学生の問題内容に対する経過記録用紙を提出する。また、学生ならびに保護者との面談対応の結果、必要があれば診断書や意見書を提出する。

⑤ スーパーバイザーが精神的苦痛を与えたり、合否を決めるなどするものでないことを説明すること

臨床実習は学生を医療専門職として養成していくための教育課程であ

り、決して、スーパーバイザーが精神的苦痛を与えたり合否を云々したりするためものものではないことを学生に説明し、余分なストレスを溜めないように配慮すること。

(イ) 実習中

① 定期的な面談・訪問等により健康状態の把握を行うこと

- ・ 実習健康日誌で健康状態を把握すること。
- ・ 週1回の面談を行うこと。

実習の実施状況を1週間毎に区切り、実習の今後について判断をする。

この際、実習指導者、学生、担当教員、担任または必要であれば保護者、学院が参加する。

- ・ 定期的な電話やメールによる学生との相談対応をすること。
- ・ 定期的な実習地訪問（基本3回程度）による実習指導者および学生との面談と相談対応をすること。
- ・ 必要に応じて学生に対する学内指導（基本2回程度）と相談対応をすること。
- ・ 定期的な電話による保護者との連絡と相談対応をすること。
- ・ 問題のある学生の両親と連携を緊密にして会話および情報交換をして協力体制を確立すること。
- ・ 学生からのSOSを逃さないようにすること。

② スーパーバイザーとの関係の調整をすること

- ・ スーパーバイザーと学生の相性を把握しておくこと。
- ・ 必要に応じてスーパーバイザーと連携してストレス解消に努力する。

③ 「いつもと違う実習における学生の様子」を把握し、対応すること

- ・ 必要に応じて保護者と連携して診察を促す、そして、その後の実習過程を判断する。

④ パワーハラと判断される前兆があれば、実習を中断し、別の実習地を検討すること

- ・ スーパーバイザーにパワーハラ（例えば、叱責による口頭暴力、負荷の厳しい実習など）に類似するような行為があれば、即座に専門医の診察を含め実習の中止を検討すること。

⑦ 学生に潜在的・顕在的能力に合った実習をさせ過剰な負担をかけないように気を配ること

⑧ 相談体制の整備を行うこと

- ・ 学生が自発的に相談しやすい環境や雰囲気を整えること
- ・ 学生の問題に対して指導系統図に従い教育的カウンセリングを親身なって実施すること。

イ 対実習先（スーパーバイザー）との関係

（ア）実習前

- ① 実習レベルを学生の学力に合わせるように実習地に依頼すること。
- ② スーパーバイザーとの連絡を綿密にして信頼関係を構築すること。
- ③ 実習地におけるきつい指導やパワーハラスメント類の指導は避けるように依頼すること。

（イ）実習中

- ① 実習地訪問（原則3回）を行い、学生の状況を把握する
- ② 電話等で学生の状況を把握する

（8）被告高寿会が自ら安全配慮義務の内容としている事由は上記原告が被告高寿会の安全配慮義務の内容としている内容と合致しており、被告が予見可能性も結果回避可能性も有していたことは明白である

被告高寿会は、以上のとおり、自らの安全配慮義務の具体的内容を挙げており、これらは本件における原告の主張と合致している。

このことから、被告高寿会自身が本件で原告が主張する予見可能性も、

また結果回避可能性も有していたことが明らかである。

以上